

平成26年
4月から
変わります!

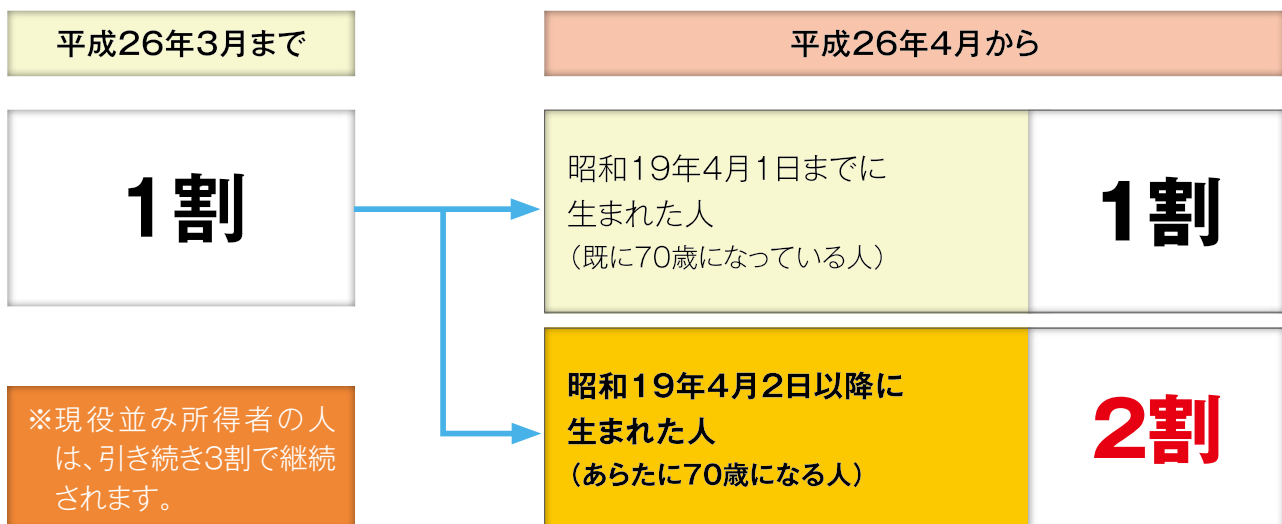
国保組合にご加入の皆さまへ

70歳から74歳の方の 医療機関での窓口負担のお知らせ

平成26年4月から、あらたに70歳になる方で所得区分が現役並み所得者以外の人の窓口負担が2割に変更になります。

ただし、既に70歳になっている方の窓口負担は1割から2割に変更される予定でしたが、引き続き1割に据え置かれます。

70歳から74歳の方の窓口負担(所得区分が一般および低所得の方)



※70歳になる誕生日の翌月の診察分から適用(1日生まれの方は誕生日の月から)。

これにともない、平成26年4月からの70歳から74歳の方の窓口負担は以下のとおりとなります。

所得区分	対象となる人	窓口負担
一般 下記以外の人。	昭和19年4月1日までに生まれた人 (既に70歳になっている人)	1割
低所得Ⅱ 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人で、低所得Ⅰ以外の人。	昭和19年4月2日以降に生まれた人 (あらたに70歳になる人)	2割
低所得Ⅰ 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人。		
現役並み所得者 住民税課税所得が145万円以上の方が同じ世帯にいる人。		3割

※政省令等(平成26年1月現在)に基づいて作成しています。今後の公布の内容により一部変更になる場合があります。